

○国家検定対象品目の一部削除に係る取扱いについて

(平成九年三月二八日)

(薬監第三七号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局監視指導課長通知)

平成九年三月二四日厚生省告示第五一号をもって、同年三月三十一日以降国家検定品目が一部削除され、平成九年三月二四日薬発第三七七号をもって各都道府県知事あて通知されたところであるが、その円滑な運用を図るため、今般別添のとおり関係各方面へ通知したので御了知の上、貴職におかれても関係方面に対し周知徹底を図られたい。

薬監第三六号
平成九年三月二八日

日本医師会会長
日本歯科医師会会長殿
日本薬剤師会会長
(社)日本医薬品卸業連合会

厚生省薬務局監視指導課長

国家検定対象品目の一部削除に係る取扱いについて

平成九年三月二四日厚生省告示第五一号をもって、同年三月三十一日以降、下記品目について国家検定の対象品目から削除されることとなりました。

従って、同日以降製造(輸入)される当該医薬品については、検定合格証紙による封がされないため、当分の間は、検定合格証紙の貼付してあるものと、貼付していないものが医薬品販売業者や医療機関等に供給されることとなり混乱を生ずるおそれがあります。

つきましては、これらの混乱を未然に防止するため、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

記

削除品目

(一) インターフェロン製剤

インターフェロン α 注射液(NAMALWA)

点眼用乾燥インターフェロン α —二a(組換え型)

注射用乾燥インターフェロン α —二b(組換え型)

注射用乾燥インターフェロン β

注射用乾燥インターフェロン γ —a(組換え型)

注射用乾燥インターフェロン γ —n

(二) インスリン製剤

半合成ヒト二相性イソフェンインスリン水性懸濁注射液

半合成ヒトイソフェンインスリン水性懸濁注射液

生合成ヒト中性インスリン注射液

生合成ヒトインスリン亜鉛水性懸濁注射液

ヒト結晶性インスリン亜鉛水性懸濁注射液

生合成ヒトイソフェンインスリン水性懸濁注射液

生合成ヒト二相性イソフェンインスリン水性懸濁注射液

生合成ヒト結晶性インスリン亜鉛水性懸濁注射液

ヒト二相性イソフェンインスリン水性懸濁注射液